

鳴門市文化会館耐震改修事業 実施設計施工者選定
公募型プロポーザル 実施要領

令和6年4月

鳴門市

目次

1. 目的・定義.....	1
2. 事業の概要.....	2
(1) 事業名	2
(2) 発注者	2
(3) 工事場所	2
(4) 整備対象施設	2
(5) 対象業務	2
(6) 要求水準	2
(7) 履行期間	2
(8) 提案上限価格	2
3. 事務局.....	3
4. 参加資格.....	3
(1) 参加者の構成等	3
(2) 参加者に共通する参加資格	3
(3) 業務別の参加資格	5
(4) 実施体制	6
(5) 再委託	7
5. 日程.....	7
(1) 公告、現地確認、参加表明等の日程	8
(2) 技術対話の日程	8
(3) 技術提案書の提出、評価等日程	8
(4) 契約締結等日程	8
6. 実施要領等の交付.....	9
(1) 交付資料の位置づけ	9
(2) 交付資料の配布方法	9
(3) 電子データの提供期間	10
(4) 電子データの提供方法	10
7. 現地確認.....	10
(1) 申込期間	10
(2) 申込方法	10
(3) 現地確認日時の連絡	10
8. 質疑の受付及び回答.....	10
(1) 提出方法等	10

(2) 参加表明に関する質疑	10
(3) 参加表明以外に関する質疑	11
9. 参加表明書の作成及び提出方法	11
(1) 提出方法等	11
(2) 提出期間	11
(3) 提出書類	11
(4) 参加資格確認結果の通知	12
10. 技術対話の方法等	12
(1) VE提案と技術提案の考え方	12
(2) VE提案の範囲	12
(3) 提出方法等	13
(4) 提出期間	13
(5) 提出書類	13
(6) 対話の実施日等	13
(7) 対話結果の通知及び公開	13
(8) 再対話	13
11. 技術提案書の作成及び提出方法	13
(1) 提出方法等	13
(2) 提出期間	13
(3) 提出書類	14
(4) 作成の留意事項	14
12. 評価の実施及び結果の通知	16
(1) 委員会の設置	16
(2) 実績・体制評価	16
(3) 技術提案評価（技術提案、プレゼンテーション・ヒアリング）	16
(4) 提案価格評価	17
(5) 最優秀提案者及び次点提案者の決定	17
13. 契約に関する事項	17
(1) 契約の締結	17
(2) 契約の成立	18
(3) 契約金額と契約代金内訳書等の提出	18
(4) 技術提案内容	18
(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等	18
14. 参加者の失格	19
15. 技術提案書不履行に関する措置	19

16.	プロポーザルの中止	19
17.	留意事項	19

1. 目的・定義

鳴門市文化会館（以下「本施設」という。）は、昭和57年の開館から、鳴門市（以下「本市」という。）の「地域文化の拠点」として、第九の演奏会や演劇などをはじめとする数多くの催しが開催され、市民に親しまれてきましたが、耐震性能が不足しており、地震での倒壊の恐れがあることから令和3年4月より休館しています。

また、公共建築百選に選ばれた優れた建築物であるが、竣工から約40年以上が経過し、設備の老朽化やバリアフリー化への未対応などの課題を抱えているうえ、今後30年以内の発生確率が最大80%とされる南海トラフ地震の津波避難対策特別強化地域にあり、防災・災害対策機能の強化においても早急な対応が急務となっています。

こうしたことから本市では、令和4年度より耐震改修の方針決定に向け、本施設を設計した故 増田友也氏の母校である京都大学に業務を委託し、増田氏の「方格性」という意匠コンセプトを尊重した耐震化手法による改修設計を行い、また、利用者の視点に立った機能の向上は勿論、世代や文化を超えた活発な交流が促進される場として再生させるための検討をしてきました。

そして令和4年12月に京都大学より耐震改修案が示され、また、関係団体へのヒアリングなどの内容を鑑み、本市で検討を行った結果、施設全体は大きく変更せず、ホールの座席更新やトイレ、舞台設備などの更新を行う案で進め、「地域文化の拠点」という従来の位置づけを堅持しつつ、この地において、市民とともに歩む公共建築として、これまで以上に市民に親しまれ、また、災害応急対策活動及び多数の者が利用する建築物として、各種機能と性能を確保し、避難所としての機能を持った災害に強い施設を目指すこととしました。

これらの方向性を具現化するものとして、基本的な耐震改修計画・音響計画・設備計画等をまとめた「鳴門市文化会館耐震改修工事基本設計業務」が令和6年3月に完了し、今後、コスト・スケジュールを管理しながら、求められる耐震改修等を着実に具現化できる設計施工者の選定を行っていくこととしています。

また、本事業には下記の特性があります。

- ①交付税措置のある有利な地方債（緊急防災・減災事業、長寿命化事業）を最大限活用するため、その時限措置である令和8年度内に完成することが必須である。
- ②事業手法は、設計に市の意向を十分に反映することができ、コスト縮減や工期短縮の可能性のある「実施設計施工一括発注方式」を採用する。
- ③地域経済、地元施工者の技術力向上に貢献・寄与することを目指す事業である。

このような視点を踏まえ、市では、本事業の実実施設計・施工の着手にあたり、基本設計等に示された要件を十分に理解し、市民の期待に応えられる、高度な専門知識と技術力を備えた意欲と熱意の溢れる最適な設計施工者を、その提案内容のほか、実績・能力・適性・価格等を総合的に評価するプロポーザルの実施により選定することとしており、本事業の概要等を広く周知し、本市と事業者との間での意思疎通を図り、本事業に対する考え方に齟齬が生じないように、本実施要領（以下「本要領」という。）において、必要な事項を定めるものです。

2. 事業の概要

(1) 事業名

鳴門市文化会館耐震改修事業

(2) 発注者

鳴門市

(3) 工事場所

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 24-7

(4) 整備対象施設

鳴門市文化会館（延べ面積 7, 525.4 m²）

施設の概要等は鳴門市文化会館耐震改修事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）を参照ください。

(5) 対象業務

本事業の対象業務は、次表の「●」が記されている業務です。

対象施設	鳴門市文化会館
実施設計業務 (申請業務等を含む)	●
施工業務	●
工事監理業務	●

※実施設計業務には、設計のための事前調査等を含みます。

※公告日から優先交渉権者決定までの間、この業務に関し基本設計者（有限会社 香山建築研究所）との接触を禁止する。

(6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、要求水準書のとおりです。

(7) 履行期間

契約締結日の翌日（鳴門市議会の議決日の翌日：令和6年9月予定）から令和9年2月28日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えありません。また、業務ごとの履行期間は、鳴門市文化会館耐震改修工事基本設計業務 基本設計図書（以下「基本設計図書」という。）のうち設計概要の工期スケジュールを参照してください。

(8) 提案上限価格

本業務に係る提案上限価格は、以下のとおりとする。

提案上限価格： 5,450,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、提案上限価格を超えた提案は、失格とします。

3. 事務局

鳴門市 企画総務部 特定事業推進課

所在地 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

電話 088-684-1261 FAX 088-684-1336

E-mail tokutei@city.naruto.i-tokushima.jp

URL <https://www.city.naruto.tokushima.jp/>

担当者 櫻木、小川、郡

- ※ 本事業の設計施工者選定に係るコンストラクションマネジメント業務を、明豊ファシリティワークス株式会社（以下「CMR」という。）に委託しています。本プロポーザルに関し、本市からの指示に基づいてCMRから依頼等が行われた場合は、これを本市によるものとして対応してください。
- ※ 本事業の監修業務を国立大学法人京都大学（工学研究科 建築学専攻 田路 貴浩教授）（以下「監修者」という。）に委託しています。

4. 参加資格

（1）参加者の構成等

ア 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とします。ただし、参加者は「（2）参加者に共通する参加資格」、「（3）業務別の参加資格」及び「（4）実施体制」に掲げる要件を満たしている必要があります。

- ① 単独企業
- ② JVでの参加の場合、本業務を行う者の2社以上（以下「構成員」という。）によって構成されたJVとします。ただし、基本設計者とJVを組成して参加することは、接触を禁じているため、不可とします。またJVを構成する企業が「単独企業」あるいは「他のJVの構成員」として本プロポーザルに参加することは不可とします。
- ③ 本プロポーザルにおける優先交渉権者決定後に、設計事務所とはJVを組成すること（事後JV）を認めます。その場合、技術提案書のア）業務実施方針と体制に設計業務及び監理業務を担当する候補者（社名）を記載してください。ただし、本プロポーザルにおける優先交渉権者決定後に、他の施工会社とのJV組成は認めません。
- ④ JVの構成員の制限として、鳴門市文化会館耐震改修事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、JVの構成員数は3者以内、各構成員の出資比率は、2者の場合35%以上、3者の場合25%以上とする。ただし、設計事務所の最低出資比率と構成員の制限は設けないこととします。また、JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、最大出資比率の構成員とします。

（2）参加者に共通する参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者として

す。

イ 本市の令和5年度建設工事入札参加資格業者名簿のうち、建築一式工事の区分に登録された者であること。ただし、JVの場合、代表構成員が満たしていることとします。

ウ 公告日から選定結果通知日までの期間に、鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく、入札参加資格停止措置の対象となっていない者とします。

エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこととします。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。

④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

⑤ 銀行取引停止処分がなされている者。

オ 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑥のいずれにも該当する者でないこととします。

① 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。

⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

カ オ①から⑥までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

キ 本事業における業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制ア」に示す資格を有する者を統括責任者（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。JVの場合は、代表構成員と前記の雇用関係にある者に限る。）として配置できること。

ク 次に該当する者が所属する企業及びJVは参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募することはできません。

① 鳴門市文化会館耐震改修事業 DB 対象事業者選定等CM（コンストラクションマネジメント）業務の受託者である明豊ファシリティワークス株式会社と資本・人事面において関連がある者。

(3) 業務別の参加資格

ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ② 平成20年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げるaの要件を満たす建築物の実設計業務を元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。

a 延べ面積4,500㎡以上の建築物の耐震改修（用途、公共工事、民間工事の別は問わない）

なお、設計・施工分離方式で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者となったものに限る。）も実績として認める。

- ③ 設計業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する設計に関わる技術者を配置できること。

イ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 参加者は、平成20年度以降に国又は都道府県、市区町村が工事発注し、完成・引き渡し完了した、次に掲げるaの要件を満たす建築物の施工を元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。

a 固定席が1,000席以上を有する平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型十二号第2類 劇場に該当し、延べ面積4,500㎡以上の建築物の新築、耐震改修（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型十二号第2類劇場以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が4,500㎡以上の場合に限る。）また、複数のホールを有する劇場の場合は、そのホールでの最大固定客席数とする。

- ③ 施工業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する施工に関わる技術者を配置できること。

ウ 監理業務に係る要件

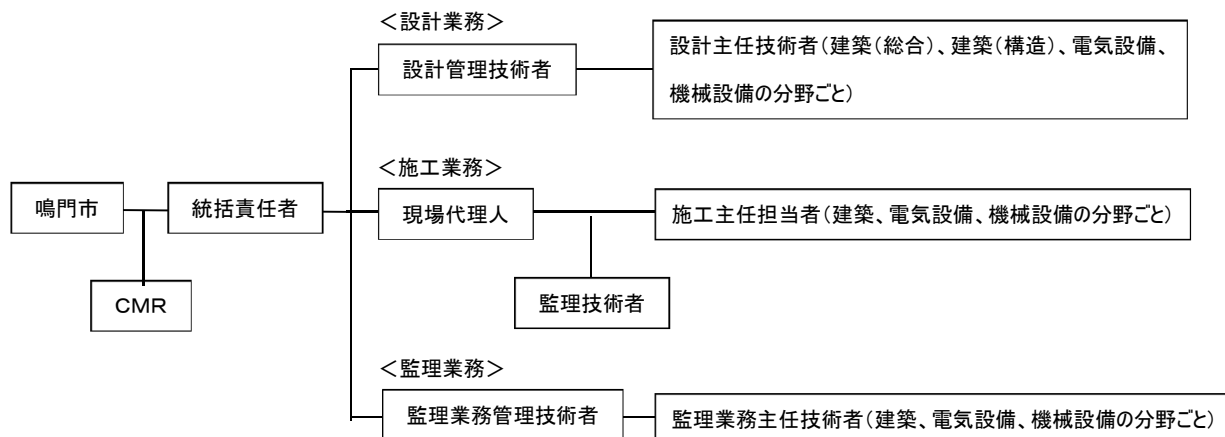
監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ② 監理業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する監理業務に関

わる技術者を配置できること。

(4) 実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとします。



※1：各配置技術者の兼任については、下記のとおりとする。

- ・統括責任者と現場代理人の兼任は認めるものとする。
- ・監理技術者と施工主任担当者（建築）の兼任は認めるものとする。
- ・設計管理技術者と設計主任技術者（建築（総合））の兼任は認めるものとする。
- ・監理業務管理技術者と監理業務主任技術者（建築）の兼任は認めるものとする。

※2：3つ以上の兼任は不可とする。

※3：統括責任者については、事業者の代表構成員となる企業と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

※4：現場代理人、監理技術者については、事業者の構成員となる企業と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

※5：上記※3・4以外の配置技術者は協力会社からの配置も可とする。

※6：提案時に届け出を要する統括責任者、監理技術者の変更は、病休、死亡、退職などやむを得ない事情により担当者の変更が必要になった場合、それに代わるものが同等以上の能力（実績、資格）を有する技術者であることを市が承諾した場合に限り認めるものとする。

※7：提案時に届け出を要する統括責任者、監理技術者以外の配置技術者に変更が必要になった場合、それに代わるものが同等以上の資格を有する技術者であることを市が承諾した場合に認めるものとする。

- ・各配置予定技術者等については、次のア～カの資格を有することとします。また、ア、ウ、エ、オ①については、参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。

ア 統括責任者

① 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

② 元請となる企業（JVの場合は代表構成員）と参加表明書提出の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。

イ 設計管理技術者及び各設計主任技術者

- ① 設計管理技術者及び建築（総合）設計主任技術者は、一級建築士資格を有すること。
- ② 建築（構造）設計主任技術者は、構造設計一級建築士資格を有すること。
- ③ 電気設備設計主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- ④ 機械設備設計主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

ウ 現場代理人

- ① 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。
- ② 参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。

エ 監理技術者

- ① 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習終了証を有するものであること。
- ② 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。
- ③ 参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。

オ 施工主任担当者

- ① 建築施工主任担当者は、1級建築施工管理技士資格を有すること。また、参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。
- ② 電気設備施工主任担当者は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。
- ③ 機械設備施工主任担当者は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。

カ 監理業務管理技術者及び各監理業務主任技術者

- ① 監理業務管理技術者及び建築監理業務主任技術者は、一級建築士資格を有すること。
- ② 電気設備監理業務主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- ③ 機械設備監理業務主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

(5) 再委託

参加者は、「(4) 実施体制」で雇用関係を指定した技術者が行う業務以外は、再委託することができます。ただし、この再委託先は、「(2) 参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を全て満たす者としてします。その場合、技術提案書の業務実施体制に再委託の候補を記載してください。

5. 日程

受付時間は、市の休日（鳴門市の休日を定める条例（平成元年鳴門市条例第39号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(1) 公告、現地確認、参加表明等の日程

区分	内容	日程
ア	本プロポーザルの公告日	令和6年4月23日(火)
イ	現地確認の申込期間	公告日から 令和6年5月7日(火)午後5時まで
	現地確認期間	令和6年4月24日(水)から 令和6年5月10日(金)まで
ウ	参加表明に関する質疑の受付期間	公告日から 令和6年5月7日(火)午後5時まで
	参加表明以外に関する質疑の受付期間	公告日から 令和6年5月14日(火)午後5時まで
エ	参加表明に関する質疑への回答	令和6年5月14日(火)
	参加表明以外に関する質疑への回答	令和6年5月27日(月)
オ	参加表明書の提出期間	令和6年5月23日(木)午前10時から 令和6年5月30日(木)午後5時まで
カ	参加資格確認結果及び受付番号の通知	令和6年6月4日(火) 予定

(2) 技術対話の日程

区分	内容	日程
ア	技術対話申込書の受付期間	令和6年6月5日(水)午前10時から 令和6年6月10日(月)午後5時まで
イ	VE項目に対する対話の実施	令和6年6月17日(月) 予定
ウ	VE項目に対する結果の通知	令和6年6月20日(木) 予定

(3) 技術提案書の提出、評価等日程

区分	内容	日程
ア	技術提案書の提出期間	令和6年7月25日(木)午前10時から 令和6年8月1日(木)午後5時まで
イ	プレゼンテーション開催の通知	令和6年8月中旬予定
ウ	技術提案評価実施日 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年8月22日(木) 予定
エ	技術提案評価結果の通知	令和6年8月下旬予定

(4) 契約締結等日程

区分	内容	日程
ア	評価結果の公表	令和6年8月下旬予定
イ	仮契約締結	令和6年9月中旬予定
ウ	本契約締結(鳴門市議会の議決により)	令和6年9月下旬予定

6. 実施要領等の交付

(1) 交付資料の位置づけ

- ア 鳴門市文化会館耐震改修事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル実施要領
本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めたもの。
- イ 鳴門市文化会館耐震改修事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル様式集
本プロポーザルにおいて提出を求める書類の様式を定めたもの。
- ウ 鳴門市文化会館耐震改修事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）
本プロポーザルにおける評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めたもの。
- エ 鳴門市文化会館耐震改修事業 要求水準書
本事業において受注者が実施する業務に関して、本市が要求する施設機能・性能及び業務の水準を規定するものを示し、参加者の提案の指針を定めたもの。
- オ 設計・施工 仮契約書（案）
- カ 鳴門市文化会館耐震改修事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱
- キ 鳴門市文化会館耐震改修工事基本設計業務 基本設計図書
本事業における【施設の要求水準】を規定するもの。
ただし、本事業の設計・施工者選定プロポーザルにおける技術提案等については、発注者の了解が得られれば変更を可とする。
また、基本設計図書に示す形状、寸法、仕様などについては、実施設計期間中の発注者と協議によって変わることについては、受発注者双方の合意があれば変更を可とする。
- ク 参考資料
追加業務 01_アスベスト調査報告書、追加業務 02_改修前音響測定結果、追加業務 04_地盤調査報告書、鳴門市文化会館耐震診断業務 耐震診断報告書、鳴門市文化会館新築工事 設計図等

(2) 交付資料の配布方法

- ア 本市ホームページで掲載する資料
本要領「6.（1）交付資料の位置づけ」のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、カとする。
- イ 電子データによる提供資料
本要領「6.（1）交付資料の位置づけ」のうち、キ、クとする。

(3) 電子データの提供期間

公告日から令和6年5月30日（火）午後5時まで

(4) 電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてCD-Rを配付します。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書【様式1】を提出してください。

※配付資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。配付されたCD-Rは、情報漏洩のないように適切に廃棄してください。

7. 現地確認

(1) 申込期間

公告日から令和6年5月7日（火）午後5時まで

(2) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書【様式2】を事務局宛に電子メール又はFAXで提出してください。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。

(3) 現地確認日時の連絡

事務局が日程を調整し、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡します。現地確認は、令和6年4月24日（水）から令和6年5月10日（金）の間で実施します。

8. 質疑の受付及び回答

(1) 提出方法等

ア 質疑書【様式3】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本要領「3. 事務局」のメールアドレスに送信してください。誤送信等のトラブルの責任は持たませんので、十分注意してください。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行ってください。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受け付けません。

イ 回答はとりまとめのうえ、本市ウェブサイトに掲載します。なお、質疑回答書は、本要領及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとします。

(2) 参加表明に関する質疑

ア 質疑受付期間

公告日から令和6年5月7日（火）午後5時まで

イ 回答日

令和6年5月14日（火）

ウ その他

電子メールにおける表題は、【鳴門市文化会館耐震改修事業 実施設計施工者選定公募型プロ

ポーザル 参加表明に関する質疑書】とします。

(3) 参加表明以外に関する質疑

ア 質疑受付期間

公告日から令和6年5月14日(火)午後5時まで

イ 回答日

令和6年5月27日(月)

ウ その他

電子メールにおける表題は、【鳴門市文化会館耐震改修事業 実施設計施工者選定公募型プロポーザル 参加表明以外に関する質疑書】とします。

9. 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出してください。なお、JVでの参加の場合、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うものとします。

(1) 提出方法等

ア 事務局まで持参してください。

提出については、市の休日を除く午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の時間帯で受領します。

イ 各書類は様式集に示された指定様式で作成してください。

ウ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じしてください。

エ CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の電子データを格納し提出してください。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出してください。

(2) 提出期間

令和6年5月23日(木)午前10時から令和6年5月30日(木)午後5時まで

(3) 提出書類

ア 参加表明書【様式4-1】 1部

※特定建設工事共同企業体用の提出者欄は、共同企業体名を記入してください。ただし、実施要領「4. 参加資格(1)ア-③」に記載の設計事務所及び監理業務を担当する候補者と事後JVを予定している場合は、記載不要です。

イ 参加資格確認書【様式4-2】 1部

ウ 法人等概要書【様式4-3】 1部

エ 特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届(案)【様式5】 1部

※「4. 参加資格(1)ア-③」に記載の設計事務所及び監理業務を担当する候補者と事後JVを予定している場合は、提出不要です。ただし、事後JV組成後、本様式を提出するものと

する。

オ 参加資格に関する実績を確認できる資料	1部
カ 法人の登記事項証明書（JV構成員を含む）	1部
キ ア～カまでの電子データ（CD-R）	2部

（４）参加資格確認結果の通知

参加者が、本要領「４．参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和6年6月4日（火）までに書面を郵送して通知します。併せて参加資格を満たしている参加者には、受付番号を通知しますので、以後の提出書類の受付番号記入欄に当該番号を記入してください。

10. 技術対話の方法等

発注者が期待する技術提案やVE提案の方向性について、提案者が理解を深め、より有益なプロポーザルとすることを目的に、希望者と事務局にて、技術提案前に対話の機会を設けます。

対話を希望する提案者は、事前に、技術提案やVE提案をしようとしている提案項目の一覧表と各提案の概要を添えて事務局に対話を申し込んでください。対話では上記資料に基づいて、発注者の期待にかなっているかどうか、提案の意図も含めて対話します。

対話後に事務局から各提案者に対し、一覧表に記載された項目ごとに、「提案可」か「提案不可」であるかを通知します。

「提案可」と通知したVE提案項目の概要は、提案者の独創性や競争優位性を損なわない範囲で公表します。ただし、技術提案項目の内容は、公表の対象としません。また、技術対話の結果により、公募資料の変更等が生じる場合には、速やかに公表します。

VE提案については、対話にて「提案可」とされたもののなかから、提案者が実現性や有効性があると判断するものを選んでVE提案し、提案見積に反映することができます。

技術提案については、対話の有無によらず、（対話の結果「提案不可」と通知されたものを除いて）提案者の判断で提案し、提案価格にも反映することとします。

（１）VE提案と技術提案の考え方

本プロポーザルにおいては、広義のVEの内、コスト削減効果のある技術や構工法の提案を「VE提案」と呼び、上記の対話を経た上でDB業務の範囲内で広く提案を求めます。

一方、コストが同等、もしくは上昇するがそれ以上に品質が向上するものについては、評価基準の提案項目の「評価の視点」に沿うものだけを、「技術提案」として提案し、提案価格にも反映してください。

なお「VE提案」は提案者の権利であり、その提案の有無を参加資格とするものではありません。

（２）VE提案の範囲

技術対話により変更を提案することができる範囲は、本要領「２．（５）対象業務」の範囲内に限るものとし、要求水準書及び基本設計図書の内容を低下させる提案は認めません。なお、対話を

行わないVE項目の採用は認めません。

(3) 提出方法等

本要領「9. (1) 提出方法等」を参照してください。

(4) 提出期間

令和6年6月5日(水)午前10時から令和6年6月10日(月)午後5時まで

(5) 提出書類

ア	技術対話申込書【様式6-1】	1部
イ	技術提案項目一覧【様式6-2】	1部
ウ	技術提案概要資料【様式6-3】	1部
エ	VE提案項目一覧【様式6-4】	1部
オ	VE提案概要資料【様式6-5】	1部
カ	ア～オまでの電子データ(CD-R)	1部

(6) 対話の実施日等

ア 実施日

令和6年6月17日(月) 予定

イ 会場等

会場、実施時間は別途通知します。

ウ その他

この対話は技術提案提出者と事務局により対面形式で行います。

(7) 対話結果の通知及び公開

対話結果は、令和6年6月20日(木)に電子メールで当該技術対話申込者に対してのみ通知します。ただし、対話結果のうち、事務局が全ての参加者に開示すべきと判断したVE項目は、当該VE項目の提出者から承諾を得たうえで、参加者全員に対して事務局ウェブサイトにて公開します。

(8) 再対話

技術対話において、確認事項を伝えて保留とした提案については、対話結果を通知した日から1週間以内を目安に再度、対話を行う場合があります。

11. 技術提案書の作成及び提出方法

(1) 提出方法等

本要領「9. (1) 提出方法等」を参照してください。

(2) 提出期間

令和6年7月25日（木）午前10時から令和6年8月1日（木）午後5時まで

（3）提出書類

ア	技術提案書【様式7-1】	1部
イ	提案価格見積書【様式7-2, 7-3, 7-4】	1部
ウ	実績・体制評価に係る提案書【様式7-5】	2部
エ	VE項目一覧（対話済）・添付資料【様式7-6, 7-7】	2部
オ	技術提案評価に係る提案書【様式7-8, 7-9】	5部
カ	特定建設工事共同企業体協定書（案）【様式7-10】	1部
キ	ア、ウ～カまでの電子データ（CD-R）	2部
ク	イの電子データ（CD-R）	2部

※イとクは同封し代表印による封印をして提出してください。

（4）作成の留意事項

- ア 技術提案書は、要求水準書や基本設計図書に示す機能等を満たす基準を基本に作成してください。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成してください。
- イ 技術提案書は、確実に実施できる内容としてください。契約後、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、本要領「15. 技術提案書不履行に関する措置」に記載している違約金等を請求する場合があります。
- ウ VE項目対話において本市が「可」と判断した内容については、基本設計図書に示された内容を変更したうえで技術提案書に盛り込むことができます。なお、「可」とされた項目であっても参加者の判断で盛り込まないことも可能です。
- エ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、最優秀提案者として特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために最優秀提案者と協議のうえ、公表する場合があります。
- オ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします。
- カ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、鳴門市情報公開条例（平成13年条例第34号）に基づき公開する場合があります。
- キ 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届【様式8】を提出してください。
- ク 体裁及び書式
 - ① 用紙の余白は、左右、最低20mm以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。
 - ② 「技術提案書【様式7-1】」は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出してください。
 - ③ 「提案価格見積書【様式7-2, 7-3, 7-4】」及びその電子データを格納したCD-Rは、「ア鳴門市文化会館耐震改修事業 提案価格見積書在中」の表示と「提出者名」を

記載した封筒に入れ、参加者名（JVの場合は代表構成員名）の代表印で封印してください。

- ④ 「VE項目一覧（対話済）・添付資料【様式7-6, 7-7】」と「技術提案評価に係る提案書【様式7-8, 7-9】」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等を記載してください。
- ⑤ 「技術提案評価に係る提案書【様式7-8, 7-9】」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）としてください。
- ⑥ 「技術提案評価に係る提案書【様式7-8, 7-9】」は、次の提案項目に沿って記載してください。

A. 業務全般【様式7-9×3枚】

- ア) 業務実施方針と体制
- イ) 工程管理手法
- ウ) 品質管理手法
- エ) コスト管理手法
- オ) 地域貢献

- ・ 共同企業体における市内施工業者の出資比率
- ・ 1次下請けにおける市内施工業者への発注金額 ※1
- ・ 市内発注額の提案価格に対する比率 ※1

B. 設計施工業務【様式7-9×2枚】

- ア) ホール計画
- イ) 耐震補強計画

※1 「1次下請けにおける市内施工業者への発注金額」と「市内発注額の提案価格に対する比率」について、以下に示す予定金額の合計額を記入してください。

なお、実績金額を工事段階で領収書等により確認しますので、確実に履行可能な金額で提案してください。達成できない場合（領収証等で確認ができない場合も含む）は、本要領「15. 技術提案書不履行に関する措置」を参照ください。

① 1次下請けにおける市内施工業者への発注金額

元請から一次下請となる市内施工業者（鳴門市に主たる営業所を有する者）に発注した金額を算出対象範囲とします。

② 市内発注額の提案価格に対する比率

a 資材等購入費

元請から直接市内業者へ発注した金額を算出対象範囲とします。

b 2次下請以降の市内業者への発注

2次下請以降の市内業者への発注金額を算出対象範囲とします。但し、施工体制台帳や契約書の提出等により、1次下請等の市内業者から市内業者への発注が無いか立証してもらう必要があります。

1 2. 評価の実施及び結果の通知

(1) 委員会の設置

本プロポーザルにおける最優秀提案者及び次点提案者の決定は、学識経験者等で構成する鳴門市文化会館耐震改修事業設計・施工者選定委員会（以下「委員会」という。）において、評価基準に基づき行い、市が委員会からの最優秀提案者の決定を踏まえ、優先交渉権者を選定します。

委員会は非公開で開催し、評価過程（委員会の会議録、各委員の採点表など）は非公開としますが、評価・検討の過程については、最優秀提案者の決定後、講評をとりまとめて公表します。

なお、評価の公平性を期すため、各委員、各委員の三親等以内の親族、又は各委員が主催する営利団体に属する者が、参加者又は参加者の構成員の役員等である場合は、本プロポーザルの評価に加わらないこととします。

委員名簿

No.	委員会役職	区分	氏名	所属団体等名称及び役職
1	委員長	学識	金多 隆	京都大学 工学研究科 建築学専攻建築生産工学講座 教授
2	副委員長	学識	山田 啓明	鳴門教育大学 学校教育学部 音楽科教育コース 教授
3	委員	行政	佐藤 英人	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 副所長
4	委員	行政	濱 佳孝	徳島県 県土整備部 営繕課 副課長
5	委員	行政	谷 重幸	鳴門市 副市長
6	委員	行政	小泉 憲司	鳴門市 政策監
7	委員	行政	浜原 宏一	鳴門市 建設技術官

(2) 実績・体制評価

評価基準に基づき事務局にて実績・体制の定量評価を行い、委員会に報告します。

(3) 技術提案評価（技術提案、プレゼンテーション・ヒアリング）

プレゼンテーションは、各委員が評価基準に基づき評価します。

ア 実施日及び会場

令和6年8月22日（木）予定、会場未定

※悪天候などで開催できない場合は、令和6年8月23日（金）に実施します。

※実施日及び会場については、令和6年8月中旬を目途に技術提案評価の対象者に通知します。

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、配置予定技術者の中からパソコン操作者を含めて6名以内とします。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括責任者、設計管理技術者、現場代理人、監理技術者は必ず出席してください。

プレゼンテーションに出席が必須とされている説明者が、自然災害等の不測の事態が発生するなど特別な事情により出席できない場合の取扱いについては、別途委員会にて協議しま

す。

ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、20分とします。その後、各委員からのヒアリングを20分程度行う予定です。

エ その他

- ① プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めません。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う予定です。
- ③ プレゼンテーションは企業名を公表して評価します。
- ④ プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とします。
- ⑤ プロジェクター（機器の内容は後日通知）とスクリーンは、本市で準備しますが、パソコン等は持参してください。

（４）提案価格評価

技術提案の評価点確定後、提案価格見積書を開封し、評価基準に基づき事務局にて提案価格評価点を算定後、委員会に報告します。

（５）最優秀提案者及び次点提案者の決定

ア 評価の実施

委員会を開催し、実績・体制評価・技術提案評価・提案価格評価の評価点を加えた合計評価点により、最優秀提案者のほか、次点提案者を決定します。決定後、市長が優先交渉権者、次点交渉権者を選定します。

イ 評価結果の通知等

- ① 評価結果は、技術提案評価の参加者全員に対して、令和6年8月下旬予定を目途に書面を郵送して通知します。また、最優秀提案者に対しては、契約手続きの方法等について連絡します。
- ② 技術提案評価の結果については、企業名や評価点等を含め、本市のウェブサイト上で公表する予定です。

ウ その他

- ① 評価途中で参加者に関する情報は、一切公表しません。
- ② 本市ホームページで公表する評価結果以外の評価に関する内容についての問合せは、受け付けません。
- ③ 評価結果に対する異議申し立ては、受け付けません。

1.3. 契約に関する事項

（１）契約の締結

市長を選定した優先交渉権者と契約交渉を行います。次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行いません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合

- イ 鳴門市から入札参加資格停止措置を受けることとなった場合
- ウ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合
- エ 技術提案書の無効が判明した場合
- オ その他本要領に違反した場合

(2) 契約の成立

- ア 優先交渉権者は、発注者と協議、見積り合わせを行い、仮契約を締結します。
- イ 協議、見積りに合意できなければ、次点提案者と見積り合わせを行い、仮契約を締結しません。
- ウ 本工事の仮契約は、鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第24号）第2条の規定に基づき、鳴門市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。

(3) 契約金額と契約代金内訳書等の提出

- ア 契約金額は原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とします。
- イ 選定結果通知後、7日間以内に提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとします。
- ウ 仮契約締結前に任意労災加入証明書等を提出し、本契約締結前に建設業退職金共済組合証紙購入に係る掛金収納書等を発注者に提出することとします。

(4) 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本工事の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ア 評価項目に基づく審査の扱い

原則として、最優秀提案者が提案した提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、選定者は提案内容に拘束されるが、市は、選定者との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、選定者はかかる市の決定に拘束されることに留意すること。

イ 委員会の意見の扱い

委員会においては、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、請負契約の締結の段階で、委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、選定者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

参加者によるプレゼンテーション、委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものと

して取り扱う。

1 4. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア 参加者が、本要領「4. 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ 実績・体制評価、技術提案評価の合計評価点が、満点の6割を下回った場合。
- キ プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く）
- ク 本プロポーザルに関し、委員会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- ケ 公告日から優先交渉権者決定までの間にこの業務に関し、基本設計者と接触した場合
- コ 本プロポーザルに関し、監修者に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- サ その他委員会が失格と認めた場合

1 5. 技術提案書不履行に関する措置

受注者は、技術提案書に記載された内容等に基づき、責任を持って履行するものとします。また、履行状況については、設計中、施工中及び施工完了時に本市と受注者間で確認します。

なお、技術提案書に記載した事項を達成することが困難と認められる場合、代替え案等について本市と受注者間で協議を行いますが、本市の承認が得られない場合は、違約金又は損害賠償請求などの措置を行うことがあります。また、技術提案書に記載された内容は、契約後、本市と十分に協議して進めることとし、その結果、その提案が採用されないこともあり得ます。

技術提案書の業務全般のオ) 地域振興・地域経済への貢献の提案に示された「提案価格」の提案が、受注者の責に帰すべき事由により履行できなかった場合、受注者が発注者に支払う違約金の額の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

$$\text{違約金（税抜き）} = \text{契約金額（税抜き）} \times \left(1 - \frac{\text{履行できなかった場合の評価点}}{\text{審査時の提案に基づく評価点}} \right)$$

1 6. プロポーザルの中止

自然災害等の止むを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできません。

1 7. 留意事項

本プロポーザルの実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、

日本の標準時及び計量法に定める単位とします。

提出された書類の訂正、追記、返却は認めません。また、要求する内容以外の書類や図面等は、受理しません。なお、本プロポーザル及び本業務において作成される資料、成果物等は、本業務の目的の範囲内においてCMRに提供するものとします。